

中央教育審議会生涯学習分科会について

1. 中央教育審議会について

○設置の経緯

中央省庁等改革の一環として、従来の中央教育審議会を母体としつつ、生涯学習審議会、理科教育及び産業教育審議会、教育課程審議会、教育職員養成審議会、大学審議会、保健体育審議会の機能を整理・統合して、平成13年1月6日付けで文部科学省に設置。

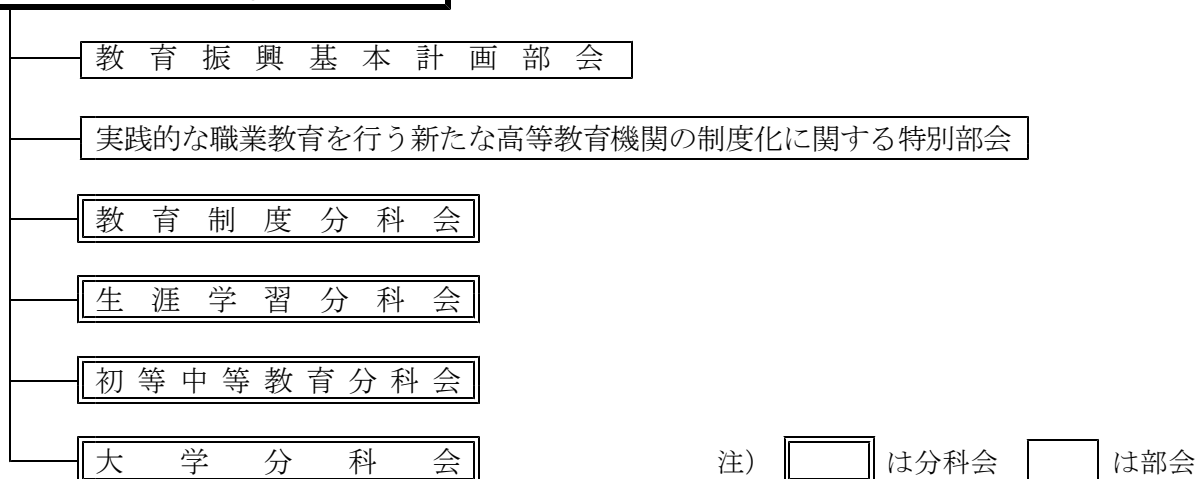
平成27年10月1日より、文部科学省の外局としてスポーツ庁が設置され、スポーツに関する事務は同庁に設置されるスポーツ審議会に移管。

○審議会の主な所掌事務

- (1) 文部科学大臣の諮問に応じて、教育の振興及び生涯学習の推進を中核とした豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に関する重要事項を調査審議し、文部科学大臣に意見を述べること。
- (2) 文部科学大臣の諮問に応じて生涯学習に係る機会の整備に関する重要事項を調査審議し、文部科学大臣又は関係行政機関の長に意見を述べること。
- (3) 法令の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

中央教育審議会

【会長】北山禎介、【副会長】小川正人、河田悌一



2. 生涯学習分科会の主な所掌事務

- (1) 生涯学習に係る機会の整備に関する重要事項を調査審議すること。
- (2) 社会教育の振興に関する重要事項を調査審議すること。
- (3) 視聴覚教育に関する重要事項を調査審議すること。
- (4) 青少年の健全な育成に関する重要事項を調査審議すること。
- (5) 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律及び社会教育法の規定に基づく事項を処理すること。

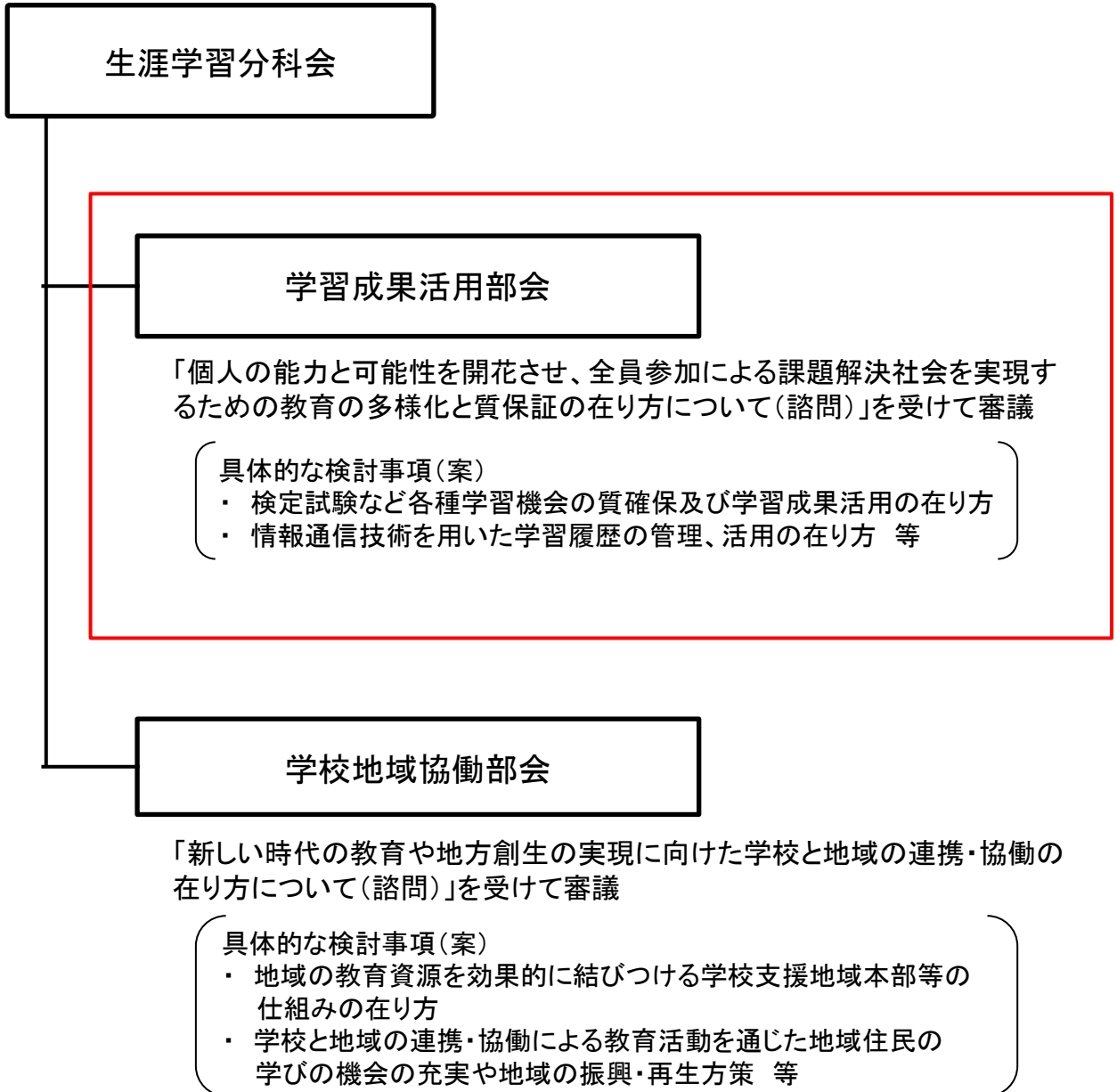
3. 生涯学習分科会（第8期）の構成

- (1) 委員24名（委員7名、臨時委員17名）
- (2) 任期

委員：平成27年2月15日から平成29年2月14日まで

臨時委員：平成27年3月20日から平成29年2月14日まで

第8期生涯学習分科会における検討体制



中央教育審議会生涯学習分科会学習成果活用部会 委員名簿

(正委員)

◎ 菊川 律子 放送大学特任教授、福岡学習センター所長

(臨時委員)

清原 慶子 三鷹市長

左京 泰明 特定非営利活動法人シブヤ大学学長

高見 由香里 株式会社イトクロ取締役管理本部長

山本 健慈 一般社団法人国立大学協会専務理事

(専門委員)

○ 今野 雅裕 政策研究大学院大学教授、学長特別補佐

大畑 貴弘 株式会社リアルグローブ代表取締役社長

加藤 浩 放送大学教授

栗山 健 株式会社学研ホールディングス学研教育総合研究所所長、
JMOC事務局次長、ICT CONNECT 21代表幹事

三瓶 千香子 桜の聖母短期大学キャリア教養学科准教授、
桜の聖母短期大学生涯学習センター長

柴山 直 東北大学大学院教育学研究科教授

西辻 正副 奈良学園大学統括副学長

萩原 民也 特定非営利活動法人日本語検定委員会事務局長

藤田 公仁子 富山大学地域連携推進機構生涯学習部門副部門長、教授

益川 弘如 静岡大学学術院教育学領域准教授、
大学院教育学研究科附属学習科学研究教育センター長

宮井 あゆみ 公益財団法人画像情報教育振興協会事務局長

敬称略・五十音順 (計：16名)

(◎：部会長、○：副部会長)

生涯学習による可能性の拡大、自己実現及び社会貢献
・地域課題解決に向けた環境整備について
(審議経過報告)
《案》

平成28年 月

目 次

第Ⅰ章 生涯学習を取り巻く状況	1
1. 我が国の社会をめぐる状況の変化	1
2. 学習環境の変化.....	1
3. 社会の変化と生涯にわたって学び続ける意義	2
第Ⅱ章 学習成果活用の課題	3
1. 生涯学習と学習成果の活用.....	3
2. 学習者における課題.....	4
3. 学習機会提供者における課題.....	5
4. 地域活動における課題.....	6
第Ⅲ章 今後の施策の方向性	7
1. 基本的視点	7
2. 「『学び』と『活動』の循環」の形成	7
第Ⅳ章 検定試験の質の向上等	11
1. 検定試験の意義.....	11
2. 検定試験の評価及び情報の公開.....	12
3. 検定試験の社会的活用の促進.....	20
4. 「人材認証制度」の活用の推進.....	26
第Ⅴ章 ICTを活用した「生涯学習プラットフォーム（仮称）」の構築	28
1. ICTを活用した「生涯学習プラットフォーム（仮称）」の必要性等.....	28
2. 求められる役割・機能.....	29
3. 機能により実現されること.....	30
4. 当面取り組むべき課題.....	31
5. 将来的な活用可能性.....	33

第 I 章 生涯学習を取り巻く状況

1. 我が国の社会をめぐる状況の変化

- 我が国は、急激な高齢者人口の増大と生産年齢人口の減少による超高齢社会¹を迎えており、人口の自然減と社会減の進んだ地方では、地域のコミュニティは消滅の危機に直面している。高齢化を必然的に伴う人口減少は、経済社会に対して大きな重荷になると指摘されている²。さらに、人口減少は、将来的な行政サービスの縮小を余儀なくされるという点から課題である。
- また、急速な科学技術イノベーションの発展、グローバル化の進展は、社会の変化の速度を速め、人々は絶えず新たな知識・技術を修得することが必要となるとともに、知的関心の高まりも見られる。
- これらの社会的課題に適切に対応するため、個人や社会のニーズに応じた学習機会が提供され、個人が自己の責任と主体的な判断で課題解決に取り組むとともに、地域社会が自らの課題に対して地域住民の力を総合して解決することが求められている。すなわち高齢者も含め一人一人が生き生きと自己実現を図りながら、その学習成果を適切に活用して、社会参画するといった地域社会の共助と自立に向けた取組が一層必要となっている。

2. 学習環境の変化

- 社会の成熟化に伴い、個人の価値観やライフスタイルが多様化する中で、余暇時間における学習活動についても、民間の講座を含め、多種多様な学習の機会が提供されている。また、大学等が地域住民等を対象として行う公開講座の数も近年高水準で推移しており³、地域における高度な学習機会は充実してきている。
- さらに、ICT(情報通信技術)の進展により、民間の教育事業を中心に、e-ラーニングの講座も多く開設されている⁴。放送大学においてほとんどの放送授

¹ 「平成 27 年版高齢社会白書」(内閣府)によると、65 歳以上の高齢者人口は、過去最高の 3,300 万人(前年 3,190 万人)となり、総人口に占める割合(高齢化率)も 26.0%(前年 25.1%)と過去最高となった。

² 平成 26 年 12 月 27 日閣議決定「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」においても、「人口減少はその過程において、高齢化を必然的に伴うことから、高齢化の進行によって悪影響が生じること(人口オーナス)に留意しなければならない。」と指摘されている。

³ 平成 26 年度文部科学省委託調査「開かれた大学づくりに関する調査」によると、平成 25 年度の、公開講座開設大学数は 711(平成 24 年度:666、平成 4 年度:339)、公開講座開設数は 31,086(平成 24 年度:27,848、平成 4 年度:3,933)、公開講座受講者数は 1,404,531(平成 24 年度:1,319,092、平成 4 年度:509,900)となっている。

⁴ 「教育産業市場に関する調査結果 2015」(株式会社矢野経済研究所)によると、2014 年度の教育産業全体市場(主要 12

業がネット配信されるとともに、国境を越えて世界の大学の講座を配信するMOOC(大規模公開オンライン講座)が拡大している¹。これらの取組により、家庭においてタブレット端末を使用して学習したり、移動中にスマートフォンを利用して学習したりすることも可能になる等、教室で机に座って講座を受けるという従来の典型的な学習スタイルから、人々の学習スタイルは劇的に変化している。

- 一方、コミュニティの存続が難しくなる地域も現れる中で、地域に根ざした学習活動の機会は減少する傾向にある²。地域の課題が複雑化する中であって、これらの学習活動の成果を地域の課題解決に活用することが一層必要になっている。

3. 社会の変化と生涯にわたって学び続ける意義

- 学習活動は、新しい可能性を見付け、新たな自己を発見する喜びを与えるものである。一人一人が、生涯にわたって、学び、活動することの楽しさや喜びを得、これを、共に学び、活動する仲間と共有することは、家庭や職場や地域を生き生きと活気あふれるものにし、社会の活力を維持・増進するものである。また、多種多様な学習活動によって、一人一人がそれぞれの能力や可能性を高めることは、急速な変化への対応力を備えた社会を構築することに寄与し、これは、我が国全体の知識基盤を一層強固なものにすることにもつながる。
- さらに、これからの地域社会においては、地域住民が、学習を通じて知識や技能を身に付けるとともに、市民性を備え、地域の課題解決や様々な地域活動等に参画していくことが求められており、生涯学習は、このような地域づくりの支え手、担い手の育成のためにも一層重要である。このとき、地域が自立的に発展する基盤として、学習成果を地域の活動につなげるとともに、共通の課題に取り組む人と人のネットワークを構築し、地域の人々の力を結集する環境を醸成することも重要である。東日本大震災におけるボランティアの被災者支援等のように、個人が自発的な活動を行い、社会に参画するような、個人を基盤に力を合わせて共に創りだす社会を構築していく必要がある。こうした中で、社会性・公共性の観点から行われる生涯学習の役割への期待が大きくなっている。

分野計)は前年度比ほぼ横ばいの2兆5,253億円であり、e-ラーニング市場単独では、前年度比15.7%増の1,745億円となっている。大手教育事業者を中心にその取組を強化している。

¹ 平成25年度文部科学省先導的大学改革推進委託事業「高等教育機関等におけるICTの利活用に関する調査研究」によると、CourseraやedX等、様々なMOOC機関が創設されている。なお、日本においても、JMOOCが開設され、平成27年7月時点において登録者数は約38万人を超えている。

² 平成23年度文部科学省「社会教育調査」によると、公民館における前年度の講座数は約38万講座(平成20年度調査:約45万講座)、受講者数は約1,045万人(平成20年度調査:約1,259万人)となっている。

- また、急速な社会の変化に応じて、職業の在り方が様変わりしている中で、従来の企業等における日本型雇用形態が変化しつつあること等により、社会において「学歴」の持つ意味合いが変化し、個人が現に保有する知識や技能、能力が問われている。社会に出た後も学び続け、新たに必要とされる知識や技術を身に付けていくことが必要であり、生涯にわたる学習や活動の継続、いわば「学習・活動履歴」が重みを有するようになる。
- 一人一人が、個性と多様性を尊重され、家庭で、地域で、職場で、それぞれの希望がかない、それぞれの能力を発揮でき、生きがいを感じることができる社会、一億総活躍社会の実現が求められている。社会において学習した成果が適切に評価され、一人一人が最大限に能力を発揮し、社会の発展につなげていくことは、一億総活躍社会づくりの土台を作るものである。
- 平成27年12月の中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」(以下「学校地域協働答申」という。)において、厳しい教育環境の中、子供を軸として、次世代を担う子供たちの成長に向け、地域社会と学校が協働して取り組むことが必要とされた。この新たな「地域学校協働本部」とコミュニティ・スクールの取組が進められる中で、多くの地域住民等がこれまでの学習成果を活用し発揮する場面が拡大していくことが期待される。

このため、本部会において、学習成果の活用について必要な今後の取組を示すことで、一人一人の学習活動の活性化と地域社会における子供の成長を支える活動の双方が両輪となって一層推進されることを期待する。

第Ⅱ章 学習成果活用の課題

1. 生涯学習と学習成果の活用

- 平成27年3月の教育再生実行会議の「『学び続ける』社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について(第6次提言)」においては、「大学等を若者中心の学びの場から全世代のための学びの場へ」の転換が求められており、人生を豊かにする学びに加え、「実学」を重視した教育を提供することや、社会人の働き方が多様化していることに対応し、柔軟に教育を提供していくことなどが必要であるとされた。
- また、平成28年2月に公表された「教育・生涯学習に関する世論調査」においても、生涯学習をした理由について、「その学習が好きであったり、人生を豊かにしたりするため」と回答する人の割合は全体的に減少する一方で、「仕事

や就職の上で生かしている」や「現在の仕事や将来の職業・転職などに役立てるため」と回答した人の割合が一部の世代で増加するなど、学習した成果を仕事など職業のために生かすことへのニーズが高まっている。

- 生涯学習には様々な形があり得るが、上記の提言や世論調査等を踏まえると、生涯学習は各個人の自発的意思に基づいて選択され、行われることを基本としつつも、学習者自らが希望する場合に、様々な学習機会を通じて学習した成果が蓄積され、評価され、企業・学校・地域等での社会的な活用に適切につながるようにすることの重要性がますます高まっていると考えられる。
- 学習には、小中高等学校や大学等の学校教育(フォーマル教育)や、公民館や生涯学習センター等の講座や大学の公開講座等の一定程度体系化された教育(ノンフォーマル教育)を通じた学習だけではなく、自主的な学習等その他の教育プロセス(インフォーマル教育)に主に含まれるボランティア活動への参加、各種の顕彰の受賞等の活動も、学習・活動の成果として活用されることが重要である¹。
- これまで、多様な学習機会が、学校教育を修了した後の学習者に対しても、ノンフォーマル教育やインフォーマル教育を通じて、各地で、また、多様な手段を通じて提供されている。一方、学習成果の活用に関しては、これまでに様々な指摘がなされてきたものの、学習の成果を評価し、社会的に通用させるための方策は十分に確立されていない。

2. 学習者における課題

- 生涯学習には多様な側面があり、学習者が自らを高めるために行うものも重要であり、学習すること自体による自己実現に価値を求める学習者も多く、学習成果の活用に対する意識も高くないことが過去の審議会において指摘されている²。学習活動は、同時に、学習成果を活用することで更に学習が深まる場合も多いことから、各種の社会的課題を理解し、学習成果を課題解決にも生かすなど、社会的に活用する視点を持って生涯学習を行うことの意義も大きい。

¹ 日本生涯教育学会「生涯学習研究 e 事典」渋谷英章によると、フォーマル教育は「高度に制度化され、年齢によって構造化され、階層的に構成された、小学校から大学に至るまでの教育。実際には学校における教育を指す。」、ノンフォーマル教育は「学校教育(フォーマルエデュケーション)の枠組みの外で、特定の集団に対して一定の様式の学習を用意する、組織化され、体系化された(この点でインフォーマルエデュケーションと区別される)教育活動を指す。」、インフォーマル教育は「あらゆる人々が、日常的経験や環境との触れ合いから、知識、技術、態度、識見を獲得し蓄積する、生涯にわたる過程。組織的、体系的教育ではなく、習俗的、無意図的な教育機能である。具体的には、家庭、職場、遊びの場で学ぶ、家族や友人の手本や態度から学ぶ、ラジオの聴取、映画・テレビの視聴を通じて学ぶなどがあげられる。」とされている。

² 「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について(答申)」(平成4年7月29日生涯学習審議会)

- また、特にインフォーマル教育での学習については、一般的には、学習内容が体系化されていないことや、修了証等による客観的な学習成果の証明が困難であり、身に付けている知識等の証明を受けていない学習者が多いとの指摘もある¹。このことは、学習成果の活用場面では課題となる。
- さらに、学習者が、自らの学習活動から学びや活動の範囲を広げていくためには、学習コミュニティの形成を促進していくことが有効であり、学習者同士のネットワーク化も今後の課題の一つである。このような学習コミュニティの形成に向けて学習者のネットワーク化を図ることにより、学習成果が地域活動等につながり、個人の活動を組織的で持続可能なものに発展させていくことにもつながると考えられる。

3. 学習機会提供者における課題

- 現在、様々な主体により多種多様な学習機会が提供されているが、必ずしも、その学習の成果を活用することを意識したものとはなっていない²。
- 公民館等により提供される講座は、これまでも趣味・教養的な講座が多く実施されているが、今後、更に地域課題の解決に資する学習機会が十分に提供されることが期待される³。さらに、大学等による公開講座については、社会貢献活動の一環として行われているものの⁴、身近な地域の課題の解決を目的とした講座の開設はいまだ一部にとどまっている⁵。大学等が、研究者のネットワークも活用し、地方公共団体や地域課題に取り組む NPO 等と連携することにより、様々な社会的課題の解決に資する実践的な講座を充実することが期待される。
- また、検定試験は、学習の成果を評価するものとして広く受検されているが、検定試験で測定する知識・技能と活用場面が必要とされる知識・技能の関

¹ 平成 24 年 7 月に実施された「生涯学習に関する世論調査」によると、直近 1 年くらいの間に「生涯学習をしたことがある」と回答した者のうち、「あなたが、生涯学習を通じて身につけた知識・技能や経験は、それを身につけたことの証明をするものがありますか」という質問に対して「証明を受けていない」と回答した割合は 50.2%であった。

² 平成 27 年度内閣府世論調査「教育・生涯学習に関する世論調査」によると、「生涯学習をしたことがある(小計)」とする者に身につけた知識の活用状況を質問したところ、三割程度の人しか身につけた知識を生活・仕事に生かしていない。

³ 平成 27 年度内閣府世論調査「教育・生涯学習に関する世論調査」によると、「行いたい生涯学習の形式」は「公民館や生涯学習センターなどの公の機関における講座や教室」を挙げた者が多い。また、平成 24 年度内閣府世論調査「生涯学習に関する世論調査」によると、「地域や社会における教育」の支援や指導への参加希望を示す者が近年増加している。

⁴ 平成 26 年度文部科学省委託調査「開かれた大学づくりに関する調査」によると、大学が地域社会への貢献として取り組んでいる項目は、「公開講座を実施すること」、「社会人入学者を受け入れること」、「学生の社会貢献活動を推進すること」、「教員を外部での講座講師や助言者、各種委員として派遣すること」の割合が高い。

⁵ 平成 26 年度文部科学省委託調査「開かれた大学づくりに関する調査」によると、講座数総計及び受講者数総計に占める公開講座のカテゴリーごとの割合において、「地域課題解決系(地域リーダー育成、地域学など)」の講座数・受講者数は、2~3%となっている。

係が明確でない場合がある。体系的な学習の成果の証明に有効な検定試験は、更なる社会的な活用の際の拡大が課題である。

4. 地域活動における課題

- 人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を生かした自律的で持続的な社会を創生できるよう、平成 26 年 11 月、地方創生の理念等を定めた「まち・ひと・しごと創生法」が公布・施行され、今後の目標や施策等を提示した「まち・ひと・しごと創生総合戦略 2015 改訂版」が平成 27 年 12 月に閣議決定された。
- 今後、地方公共団体においては、本総合戦略を勘案しつつ、平成 27 年度中にいわゆる「地方版総合戦略」を策定することとされており、学校と地域の連携・協働のほか、地域のまちづくりや青少年健全育成、福祉、防災等の分野に係る地域活動に取り組んでいく必要性が高まっている。
- 学校地域協働答申においては、地域が学校と連携し地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生する活動を「地域学校協働活動」とし、その推進に向けて、学校支援地域本部や放課後子供教室等の活動を基盤にして、「支援」から「連携・協働」、「個別の活動」から「総合化・ネットワーク化」への理念の転換を図りながら、より多くの地域住民の参画、継続的な地域学校協働活動を実施する新たな体制が「地域学校協働本部」として発展していくことが期待されている。そのため、地域の実情や抱える課題も踏まえつつ、地域活動を担う人材の確保・育成を更に活性化していくことが重要である。
- 地域住民の主体的な学習や地域づくりを活性化していくためには、地域に根ざした学習機会の減少や地域の活動への参加者の高齢化・固定化¹といった地域活動の停滞等を踏まえ、より意図的に学習機会を整備するとともに、学習者を「顔の見える」関係の中で適切に地域活動への参加に誘うような仕組みづくりが必要となっている。
- その上で、地域活動への円滑なマッチングのため、学習者が信頼性を備えた学習・活動履歴の記録を有することや、地方公共団体等において地域課題の解決に求められる人材像の提示や地域課題を意識した学習機会の一層の充実が課題である。

¹ 平成 25 年度文部科学省委託調査「社会教育に関わる地域人材の養成実態及び活動実態に関する調査研究」によると、地域活動における課題は、「地域活動の参加者の高齢化」、「地域活動の参加者が少ない、減ってきた」、「活動する人材が偏っている」となっている。

第三章 今後の施策の方向性

1. 基本的視点

- 生涯学習は、国民一人一人が、充実した心豊かな生活を送り、地域社会に参画し、職業生活に必要な知識の習得等により経済的にも豊かな生活を送ることを可能とするものであり、これにより、地域社会が活性化され、我が国の持続的発展に資するものといえる。
- 「全員参加による課題解決社会」を、生涯学習を通じて実現していくためには、各種課題に対応する多様な学習機会を充実し、一人一人の可能性を高めていくことと、生涯学習は各個人の自発的意思に基づいて選択され、行われることを基本としつつも、学習した成果が適切に評価されるとともに、その活用につなげていけるような環境を整備することの二つの施策を両輪で進め、「『学び』と『活動』の循環」を形成していくことが重要である。

2. 「『学び』と『活動』の循環」の形成

（「学び」の場の整備・充実）

- 国民の知識基盤の向上や社会の活力の維持のために、多様な学習機会が提供されることは重要である。これに加え、地域課題の解決等における学習成果の活用という観点から、学習機会提供者は、より地域の課題や社会のニーズに対応した学習機会の充実を図るとともに、学習者には、成果の活用を意識した学習活動が求められる。このため、学習者、学習機会提供者双方において、地域の課題や社会のニーズに関する情報が共有されることが重要である。また、地方公共団体と大学等との連携¹による実践的な課題解決型の講座等の充実も求められる。
- このとき、学習機会の提供は、社会教育施設や大学等の講座のみではなく、地方公共団体、NPO 等の民間団体、民間教育事業者等の様々な主体によりなされていることを念頭に置いて施策を講ずる必要がある。
- 学習者が、自らの学習活動から具体的な課題解決活動へと発展させていくため、学習者同士のネットワーク化を図るための支援を行うことも重要である。

¹ 平成25年度「社会通信教育に関わる地域人材の養成実態及び活動実態に関する調査研究」によれば、養成講座の実施形態は、「単独主催」が半数以上であり、他部局との連携や大学との連携は、余り進んでいない。また、平成26年度文部科学省委託調査「開かれた大学づくりに関する調査」によると、地域連携の課題として、「地域との連携の意義が学内に浸透していない」という理由が挙げられている。

（「学び」と「活動」の橋渡し）

- 学習者自らが、学びの成果を有効に活用することを希望する場合に、学習目標をどの程度達成したかを確認めるとともに、その学びの成果が社会的に適切に評価され活用できるような環境を整備することが重要である。
- 学習した成果の評価としては、学校教育における学位や大学等における社会人等の学生以外の者を対象とした履修証明制度、個人の能力・知識を判定し、特定の職業に従事する能力があることを証明する国家資格等、制度化されているものがある。
- これらの法令等に基づき制度化されているもののほかにも、学習の成果が適切に評価されるような環境を整備することが必要である。このうち検定試験については、社会において広く企業や学校等の活用を促す上で、そのレベル等の分かりやすい情報開示や質の確保が課題である。
- さらに、学習者が学習・活動履歴を体系的に把握し、他者に対して証明等を行えることも重要であり、その際、記録の信頼性の確保等も課題である。また、学習・活動履歴の体系化に資する方策として、いわゆる「人材認証制度¹」の活用も考えられる。
- 学習者が、地域が抱えている課題と必要な人材像を認識することが必要である。そのため、地域が必要とする人材像や、それに求められる知識・技能を地方公共団体や NPO 等が明らかにすることが有効である。
- 一定の講座の学習等を活動に参加する目安とすることで、学習者に学習活動の成果を活用する活動の場を提示し、「学び」を「活動」に効果的につなげることが可能になる。これに加え、地域活動に参加した者に発展的な講座を提供し、新たな「学び」につなげることも重要である。
- 学校地域協働答申においては、地域に根付いた継続的な取組を行うため、これまでも活躍してきた地域コーディネーターに加え、地域コーディネーターの更なる資質向上も含めて、地域学校協働活動に関する統括的なコーディネーター機能の強化とそのための人材育成が求められている。

¹ 平成 24 年度文部科学省委託調査「人材認証制度のニーズ及びマッチングに関する調査研究」において、人材認証制度とは、「一定の学習や活動を経た人材の能力、経験等を第三者が客観的に認証等を行う仕組みを網羅的に指す。」としている。

- 社会教育主事等の社会教育行政関係者や地域のコーディネーター等が「顔の見える」関係の中で、学習者と様々な人々・地域活動・学習機会とをつなげることが促進されることも期待される。
- このような、地域課題と人材、学習成果の蓄積からの新たな学習機会等との円滑なマッチングに関する方策を確立する必要がある。

《事例 放送大学における地域貢献活動》

放送大学愛知学習センターにおいて、平成 26 年度1学期の在籍者を対象にアンケート調査を実施したところ、地域貢献活動には約6割が参加していた。

地域貢献活動に参加しない理由として、「情報が入手できなかった」、「機会がなかった」、「貢献できる知識や技術などがなかった」、「組織、場所、仲間が見つからなかった」という回答が多く見られた。

また、地域貢献活動に参加している上での問題点としては、「活動に参加する人手が足りない」、「課題や参加者のマンネリ化」、「専門知識、技術、情報が足りない」という回答が多く見られた。

《事例 前橋市の「ICT まちなかキャンパス」》

前橋市の「ICT まちなかキャンパス」事業においては、中心商店街の活性化事業の一環として、市と商工会議所が連携し、ICT を利用して、地域住民が市民講座を管理(講座案内、受講記録、参加申込み、過去講座の動画配信など)できるシステムを提供している。この事業では、地域住民に対し、市民講座を受講した際に、商店街で利用可能なポイントを付したり、地域のイベント情報、お買い得情報などの情報も併せて提供したりするなど、ICT を活用した学習成果の管理だけではなく、その他のサービスを連携させる取組が行われている。

《事例 東京学芸大学と足立区の連携協力に関する協定》

東京学芸大学と足立区は、平成 27 年7月に連携協力に関する協定を締結した。この協定においては、経済的に困難な家庭状況にある児童生徒に対し、有効な「経済支援」「家庭教育支援」「個性伸長・応用力育成支援」「放課後支援」等のモデル開発を附属学校と連携の公立校を通じて行うとともに、学生教育の取組を連動させ、支援を受けた児童生徒が将来成長し学生になったときに、自身が支援者となる「支援の循環」の実現を目指した取組を行うこととしている。

《事例 富山インターネット市民塾》

富山県の「インターネット市民塾」においては、市民、県、市長会、町村会、企業、大学等が推進協議会を設立し地域共同運営している。市民塾には、講座テキスト等が登録されており、受講ができるほか、講座やセミナーを開催したり、web ページを作成したりすることもできるようになっている。また、「e パスポート研究協議会」を立ち上げ、学びの成果、活動実績、将来の目標等について申請に基づき認定された方々に「e パスポート」を発行している。

また、これまで積み上げてきた学びの成果活用を図ることができるよう、相談会を開く「出番づくり応援プログラム」といった取組も始まっている。

第IV章 検定試験の質の向上等

1. 検定試験の意義

- 学習の成果を適切に評価するものとしては、国家資格、国家試験、大学教育における学位や履修証明制度等のほか、民間による検定試験が広く用いられている。
- 民間による検定試験は、多くの国家資格、国家試験と異なり、法令上、合格が特定の職業等に従事することの要件とされるものではないが、学習の成果を評価するものとして、学習者にとってだけでなく、検定試験を活用することで、教育の充実を図りたいと考える学校や、人材の確保や質の向上等を図りたいと考える企業や地域など(以下まとめて単に「活用者」という。)にとっても、本章において述べるように多くの意義や成果があることから、「学び」と「活動」の橋渡しを促進する上でも、更なる活用が期待される。
- 学習者にとって、検定試験は、いつでも、どこでも、誰でも受検することができるものであり、自己の学習の到達目標・到達度の確認・証明とともに、教養の涵養^{かん}、継続的な学習意欲の喚起、チャレンジ精神の涵養^{かん}等様々な意義がある。「一億総活躍社会」を形成するためには、社会人の学び直しは不可欠であり、検定試験は、学習の成果の確認を可能にする重要な手段である。
- また、活用者にとっても、検定試験は、課題の解決のために必要な知識・技能を持っている人材を明らかにすることができるものであり、人材のマッチングや能力の適切な活用に資するところが大きい。

特に、社会が変化する中、従来は、一つの企業内で業務を通じて必要な能力を身に付けていく例も多く見られたが、これからは、生涯にわたるキャリア形成の一環として、個人が検定試験なども活用して能力を身に付けていき、企業はこれを様々な方策で支援するという流れになっていくのではないかと、この指摘もある。
- さらに、平成 27 年9月にまとめられた「高大接続システム改革会議中間まとめ」においては、高校生の多様な学習成果を測定するツールを充実する観点から、高等学校基礎学力テスト(仮称)の導入に加えて、校長会等が実施する検定試験の活用促進や各種民間検定の質的向上・普及促進が提言されている。
- 一方、民間による検定試験は、法令等に基づいて実施されるものではなく、

検定試験を実施すること自体には特段の規制も届出等の義務もない。実施主体や目的、内容、規模等は極めて多様であり、全国に存在する検定試験を網羅的に把握することは困難であるが、全国に 1,000 種類程度(詳細にみると 5,000 種類以上)の検定試験が存在するとも言われる¹。

- この中で、検定試験が学習成果を適切に評価するものとして更に活用されていくためには、それぞれの検定試験の質の向上が図られ、社会的認知や活用の場が広がることが重要である。そこで、「学習者の学習成果を測定し、一定の基準に照らして合格・不合格の決定や達成した水準の程度を示すもののうち、法令等に基づかずに、民間の団体が実施するもの」を本答申の対象とする検定試験として位置付け、その質の保証や社会的活用の在り方について検討した。

2. 検定試験の評価及び情報の公開

- 検定試験が、個人の学習成果を適切に証明し、その証明された学習成果が社会において有効に活用されるためには、検定試験そのものについて受検者や活用者からの信頼性が確保されることが前提となる。
- このため、検定事業者において、検定試験の全体を通じた様々なプロセスが適切に行われていることなど受検者や活用者の便に資する様々な情報を積極的に公開することにより、実施する検定試験の質や信頼性に関する説明責任(アカウントビリティ)を果たすことが期待される。
- さらに、検定試験に対する評価の実施とその結果の公表が、このような説明責任を果たす上で重要である。

評価の枠組みについて、「検定試験の評価ガイドライン(試案)について(検討のまとめ)」(以下「検討のまとめ」という。)では²、その主体に着目して大きく「自己評価」と「外部評価」に分類した。さらに「外部評価」を、様々な検定事業者間で評価を行う取組としての「関係者評価」、及び、希望する検定事業者に対して専門家等が行う評価としての「第三者評価」に分類した。

その上で、「評価の対象とされる検定事業者において、自らが実施する検定試験の与える受検者(学習者)や社会への影響、生涯学習社会へ果たす役割等を認識し、検定試験の質向上や信頼性の確保を図るべく、まずは自己評価の取組が進展することが重要である」、「その上で、様々な検定事業者間で評価を行う取組(関係者評価)や、希望する検定事業者に対して専門家等が行う

¹ 「検定試験の評価ガイドライン(試案)について(検討のまとめ)」P.7

² 「検討のまとめ」P.14 参照。

評価(第三者評価)といった外部評価が行われることが期待される」としている。

- これについて、その後の評価の取組の進展等を踏まえて、改めて以下の通り整理することにより、評価を通じた検定試験の質の改善と向上が一層効果的・効率的に促進される仕組みとしたい。

(1) 検定試験の自己評価

- 検定事業者は、検定試験を実施し、その結果を振り返ることにより、日常的に検定試験を点検し必要な改善を図っている。これに加えて、日常的な点検では気付かない新たな視点からの改善を図るために、定期的に検定試験の評価を行うことが期待される。
- 検定試験の評価は、自らの実施する検定試験の質の改善と向上を目指すものであることから、まずは検定試験の実施主体である検定事業者が自己評価に取り組み、その結果に基づき PDCA サイクルを回していくことが基本となる。

(評価の実施回数)

- このことを踏まえ、検定事業者は、受検者や社会からの要請に応じて不断の改善を図る観点からは、検定試験の実施ごとに PDCA サイクルを着実に回していくことが期待される。一方で、日常的な点検を超えて評価として実施することに伴う検定事業者の事務負担の増加や、ひいては受検者が負担する受検料への影響等も考慮する必要がある。そのため、自己評価の頻度については以下のようにすることが適当である。

- 検定事業者は、少なくとも毎年度1回は自己評価に取り組むことを基本とする。

(評価する項目と「検定試験の自己評価シート」の活用)

- 「検討のまとめ」を踏まえて、平成 23 年に検定事業者等の関係者により取りまとめられた「検定試験の自己評価シート」においては、検定試験の自己評価を行う際の視点やその内容として考えられるものについて、「実施主体」、「実施内容」、「実施手続」、「検定結果の活用促進」、「継続的な学習支援」の5分野に分けて評価項目を設定している。
- 平成 26 年度に受検者数 5,000 人以上の検定試験を実施する団体等 90 団体に対して実施したアンケート(回収率 97.8%)によると、約7割の団体が、「検定試験の自己評価シート」を活用した自己評価を実施している。
- 「検定試験の自己評価シート」は、各検定事業者にとって、自らによる組織的・継続的な事業改善のための指針となるものであり、以下のように多くの検定事業者において活用が進むことが期待される。

- 検定事業者は、検定試験の質の向上のため、「検定試験の自己評価シート」を活用して自己評価に取り組む。
- 各検定事業者は、受検者や活用者にも分かる形でその結果の公表に取り組む。

○ その上で、国においては、「検定試験の自己評価シート」を活用した各検定事業者の自己評価の取組を一層充実するため、以下のような取組を進める。

- 検定事業者の自己評価の取組が更に効果的なものとなるよう、国として自己評価の項目等をガイドラインとして示すことが求められる。
例えば自己評価の項目として、試験におけるコンピューター活用の進展を踏まえた項目や、近年のスマートフォン等の情報通信機器の小型化・高度化を踏まえた不正受検対策に関する項目を新たに示すことなども考えられる。
また、後述の試験問題に関する評価及び組織における業務遂行の適正性の状況に関する評価についても、自己評価及びそれと併せて行うものとしてガイドラインに位置付けることが必要である。

(2) 検定試験の外部評価

① 第三者評価

- 検定事業者による自己評価の実施に加えて、第三者の視点からの評価を受けることにより、自己評価の妥当性が検証され、評価の信頼性や客観性が高まる。また、自己評価とは異なる第三者の視点からの評価を受けることで、自己評価では気付かなかった今後の取組の参考となる改善のポイントが明らかになることが期待できる。
- 同様の効果は、従前から行われていた他の検定事業者等の関係者による評価によっても一定程度実現可能であるが、関係者による評価であるがゆえに、社会の側から見たときに、評価の客観性、透明性という点において必ずしも十分ではないと判断される可能性がある。
- 以上を踏まえると、検定試験の第三者評価は以下のような意義をもつものと考えられる。

- 利害関係を有しない第三者としての専門家等による第三者評価を適切に実施することができれば、各検定事業者の自律的な質の改善と向上が更に促され、検定事業全体の質の向上や社会における信頼性の一層の確保に資することが期待される。

(評価の対象とする検定試験)

- 第三者評価の意義に鑑み、評価の対象とする検定試験については、以下のように考えられる。
- 純粋に趣味的な検定試験である場合を除き、検定事業者の判断で積極的

に第三者評価を受けることが強く期待される。

- 特に、企業・学校・地域等広く社会で活用されることを目的とする検定試験や文部科学省の後援を受けようとする検定試験は、その質の向上や信頼性の確保が強く求められることから、第三者評価を受けることを基本とする。

- その際、それぞれの検定試験の特性に配慮し、第三者評価の評価基準についてもそれぞれの特性に配慮した基準を設けるとともに、経済的な負担も含め、第三者評価の実施に伴う負担が、検定事業者にとって過大とならないようにする必要がある。

(評価の実施機関)

- 第三者評価を実施する機関(以下「第三者評価機関」という。)が乱立すると第三者評価機関間の評価のばらつきが生じて信頼性が損なわれることを懸念する考え方もあるが、検定試験が多様な分野で実施されており、適切な第三者評価を行うためには多様な主体が特色のある第三者評価を実施し、検定事業者の側において選択できるようにすることが重要である。多様な主体が第三者評価を実施する場合には、第三者評価の質を保証する必要があるとともに、多様な検定試験について第三者評価を実施することができるよう、適切な主体を確保し、育成することが必要である。そのため、第三者評価機関の数及び国による支援については、以下のように考えられる。

- 第三者評価機関は一つに限るのではなく、複数の機関において第三者評価が実施されることが望ましい。
- 国においては、第三者評価機関を育てる観点から、第三者評価事業を後援することや、第三者評価のガイドラインを作成することなどにより支援することが求められる。

(評価結果の公表)

- 第三者評価機関は、検定試験の優れた取組を社会に対して発信していくことが必要であり、以下のように評価結果を公表することが求められる。

- 第三者評価の評価結果は、検定事業者とともに、第三者評価機関においても公表する。
- 国においても、検定事業者・第三者評価機関が公表する評価結果について、検定試験の受検者・活用者への周知の促進に取り組む。

(評価する内容・項目)

- 多種多様な検定試験を評価する場合、検定試験の多様性を阻害しないよう、各検定試験の規模、目的、測ろうとする知識や技能、受検者等を踏まえた評価の視点を工夫する必要がある。
- 同時に、様々な検定試験の中から選択する必要がある受検者・活用者にとつ

では、どの第三者評価機関が実施した評価結果であっても、一定の基本的な内容・項目を中心に、検定試験間で結果を比較できることが望ましい。

- 評価する内容・項目としては、大きく「検定試験の運営・組織に関する項目」と「検定試験の試験問題に関する項目」に分類できると考えられる。
- まず、検定試験の運営・組織に関しては、学習成果を適切に証明する上で、証明をする主体である検定実施者が適切な団体であることや試験が公正に行われていることを担保することが重要である。
- 次に、検定試験の試験問題に関しては、特に検定試験の受検者・活用に
とって、当該検定試験が測定する知識・技能が検定試験の活用の場に照らして妥当であること、例えば、学習指導要領や特定の職業で必要とする知識・技能と適切に合致しているかどうかは重大な関心事となる。一方で、全ての第三者評価機関が、検定試験ごとに異なる様々な分野の専門家を評価者として確保し、専門的な知識・技能の妥当性を適切に評価することは極めて困難である。
- また、試験問題については、それが測ろうとする受検者の知識・技能等を適切に測定できる妥当な精度や設計を有するかどうか(テストとしての妥当性)や、測定対象が変化しない限り安定したテスト結果が得られるかどうか(テストとしての信頼性)など、テスト理論による評価が課題である。
- テスト理論の専門家が、当該検定試験で測定しようとする分野の知識・技能についても一定程度精通していることにより、より適正な評価をすることが期待できるが、現状では、多くの検定事業者や第三者評価機関においては、テスト理論に詳しい人材を得ることは困難ではないかと考えられる。
- さらに、検定試験の目的や社会的活用の態様が様々であること、また、第三者評価機関が複数あることを前提とする場合にそれぞれの第三者評価機関がその長所を生かして独自性を発揮すべきことも考慮する必要がある。
- これらを踏まえると、まず検定試験の運営・組織に関する項目については、以下のように取り扱うことが適当である。

- 検定試験の運営・組織に関する項目については、検定事業者の規模・目的等にかかわらず、全ての第三者評価機関による評価において、評価の対象とする。
- 検定試験の試験問題に関する内容のうち、試験問題を作成する体制等の状況については、試験問題の知識・技能の専門性等を適切に担保しつつ、「検定試験の運営・組織に関する項目」の一環として評価を行う。

- 次に、検定試験の試験問題に関する項目については、以下のように取り扱うことが適当である。

- 前記の体制等に関する部分を除いて、検定試験の試験問題に関する内容として考えられる、試験問題で測定する知識・技能の専門性の評価や、テスト理論に基づく評価については、一律に実施することは求めず、各第三者評価機関がその専門性を発揮し、切磋琢磨^{せつさくたくま}するものとして位置付ける。
- その際、試験問題の知識・技能の専門性については、後述する検定試験の社会的活用を促進する観点から、第一義的には検定事業者が、当該検定試験の主な活用目的を踏まえて、検定試験が測定しようとする知識・技能と、その活用が想定される場面で必要とされる知識・技能等との関係を、自ら点検し積極的に情報を公開することが期待される。

- また、以上を踏まえて、第三者評価において評価する具体的な内容・項目については、以下のようにすることが適当である。

- 第三者評価において評価する具体的な内容・項目については、第三者評価機関が、自らの専門性を踏まえて定めることを基本とする。
- 国においては、第三者評価において評価する内容・項目についての一定の基準を策定する。

(評価者)

- 第三者評価の評価者については、平成 26 年度に文部科学省が実施した第三者評価の試行¹も踏まえ、以下のようにすることが考えられる。

- 組織・運営に関する評価については、会計と法令の専門家を評価者に含める。
- 試験問題に関する評価については、テスト理論の専門家や当該分野の専門家などを必要に応じて評価者に含める。

(評価の実施回数)

- 第三者評価の実施回数については、検定試験の社会的活用を促進する上で、一層の質的な充実が課題となっており、そのためにも検定試験の評価とその結果に基づく改善を有効かつ適切に進める必要があるという要請と、検定事業者の円滑な業務運営を阻害することのないよう事業者の負担に配慮することが必要であるという要請のバランスに配慮する必要がある。

- 検定試験の運営・組織は、毎年度大きく変わるものでもないこと、また、少なく

¹ 平成 26 年度に文部科学省が実施した第三者評価の施行実施は、生涯学習振興行政経験者、検定事業関係者、学校関係者、企業等関係者、学識経験者等が評価者となって行われた。

とも毎年度1回、各検定事業者が自己評価を実施し、その結果を公表することを前提とすると、第三者評価の実施回数については、以下のようにすることが適当である。

- 「検定試験の運営・組織に関する項目（前記の試験問題の作問体制等の評価も含む。）」についての第三者評価は、3～4事業年度につき1回とする。
- 検定試験の試験問題に関する項目については、第三者評価を行う場合には、上記の「検定試験の運営・組織に関する項目」と併せて3～4事業年度に一度行うことを基本とする。

同時に、特に年度内に行われた検定試験のテストとしての適切性を速やかに確認し改善する重要性に鑑み、各検定事業者においては、自己評価として、積極的に試験問題に関する評価とその結果に基づく改善に取り組むことが望まれる。

その際、例えばテスト理論に詳しい人材を各検定事業者が独自に内部に持つことは難しい場合も考えられることから、テスト理論に関する知見を有する専門家や第三者評価機関と連携・相談し、その助言の下に行うことが考えられる。

（自己評価との関係）

○ 以上を踏まえ、第三者評価と自己評価の関係を以下のように整理する。

- 検定試験の評価は、検定事業者が自ら実施する検定試験を改善し質の向上を図るための自己評価が基本であり、それを前提として、第三者評価機関は、その自己評価結果への評価も含めて評価を実施することが適切である。
- 第三者評価機関は、「検定試験の自己評価シート」の内容を十分に踏まえ、検定事業者が取り組むべき自己評価の項目・内容を示す。
- 検定事業者は、まず、第三者評価機関が提示する自己評価項目に基づき、自らの検定試験について自己評価を実施する。その上で、第三者評価機関に対して自己評価の結果を示して第三者評価を受けることにより、検定試験のPDCAサイクルの質を一層向上させることが求められる。
- 検定事業者は、第三者評価を受ける際に、自己評価シートの提出に加えて、組織における業務遂行の適正性の状況について毎年自ら点検・評価を行った結果を報告書としてとりまとめ、組織・運営に関する項目について評価を受けるための重要な資料として当該第三者評価機関に提示することが考えられる¹。さらに、国の後援を受けている検定試験の事業者は、上記の組織における業務遂行の適正性の状況に関する報告書を国に対しても提示することが考えられる。

¹ 上場企業の内部統制報告制度（いわゆるJ-SOX法）として財務報告にかかる内部統制を評価して国に報告する制度が参考になる。

(第三者評価の機能)

- 第三者評価機関は、評価を通じて検定試験に関するノウハウを蓄積し、これを活用して検定事業者に対して、検定試験の企画・実施や評価の実践について助言や支援を行うことができる。
- また、第三者評価を実施すること自体によっても、検定事業者のスタッフに検定事業・評価についてのノウハウが蓄積されることを通じて、第三者評価は、検定試験を実施する人材や自己評価を実施する人材を「育てる」機能を果たすものであることが期待される。
- 以上をまとめると、検定試験の第三者評価の機能は以下のように考えられる。

- 検定試験の第三者評価は、「検定試験の自己評価の上に、直接の利害関係を有しない専門家等が検定試験の評価を行うことにより、検定試験の質の向上や改善を図る検定事業者の自律的な取組を促すものであるとともに、これを通じて検定試験を担う人材を育成することにより、検定試験を「育てる」取組」と位置付けられる。

- なお、以上の事項を含め、第三者評価については更に詳細な制度設計が必要である。

②関係者評価

- 「検討のまとめ」においては、外部評価のうち、関係者評価を「検定事業者間による評価の取組を通じて、相互に検定試験の現状や先進的な取組等を把握することにより、各検定事業者の自律的な質の向上や改善を促し、検定業界全体の向上に資する」ものとした。
- この関係者評価には、検定試験の改善に資する、検定試験の試験問題の内容や評価基準等について相互に評価を行うことが可能になるという面がある一方、類似した検定試験が存在するとは限らないこと、ほかの類似した検定事業者といえども評価対象の検定試験については必ずしも専門性が高いとは限らないこと、評価対象の検定事業者の財務・運営状況等の内部事情がほかの検定事業者に知られてしまうこと等の課題も指摘される。
- これらを踏まえ、関係者評価については、以下の通り取り扱う。

- 検定試験の評価の体系において、関係者評価は今後位置付けない。ただし、検定事業者の自主的な判断により、自己評価や情報公開の取組の一環として、従前の関係者評価に相当する評価に取り組むことは有意義である。
- 類似の分野の検定試験や難易度が近い検定試験の実施者と情報交換を

進めることによって、更に検定試験の質を高め、活用を促進するなどの検定事業者の自主的な取組も期待される。

- なお、検定試験の試験問題が当該分野の専門性に照らして適切かどうか、ということについては、各検定事業者において自ら点検し公表することが求められるところであるが、その際に、検定事業者の判断により、専門性が共通する他の検定事業者や、当該分野の専門家による評価を受けることも考えられる。

(3) 評価の体系の整理を踏まえたガイドラインの作成

- 上記の整理を踏まえ、また、検定事業者への過剰な負担を避けて効果的・効率的に評価を行う観点から、自己評価及び第三者評価の相互の体系やその詳細について更に国において検討を深めることが必要である。その結果を踏まえて、現在は試案にとどまる「検定試験の評価ガイドライン」を策定することが求められる。
- これらの取組を通じて、検定試験の質の向上や信頼性の確保が進むことにより、更に検定試験の活用の幅が広がり、これが更なる信頼性の向上を呼び起こすという好循環を呼び起こすことが期待される。

3. 検定試験の社会的活用の促進

(1) 検定試験の活用の意義

- 検定試験を学校や企業の活動において活用する事例が進みつつある。
例えば、一定の検定試験に合格している場合に、採用において優遇したり、入試において加点の措置や一定の試験の免除の措置をとったり、学校の単位を与えたりする例が広がっている。
- 学校においては、学生・生徒が多様化し、また、高大接続改革が進められる中で、学校内外を通じて多面的に学習や活動を評価していくことが重要となっている。あわせて、学校において円滑に教育活動を進めるためには、あらかじめ各学生・生徒が、共通して必要な基礎的知識・技能を確実に身に付けているよう担保することが必要である。
- 例えば、本来は大学入学以前に学校や家庭で習得することが期待されている資質・能力を十分に身に付けていない場合があることから、学生に対し当該能力を評価する検定試験の受検を求めている例もみられる。
また、将来専門的な技能を有する社会人として活躍する上で、いわば常識として知っておく必要があると考えられるビジネス上の知識・能力を身に付けられるよう、専修学校等が生徒に対して検定試験の受検を求める例も見られる。
検定試験を活用することにより、到達すべき目標や現在の到達段階が客観

的に明確になり、学習への励みや自分自身への自信につながるなど、負担感を上回る効果が期待できるとの指摘もある。

- さらに、企業においては、業務に関連する検定試験の受検の義務付けや推奨を行うとともに、学習機会や受検機会の設定や受検に関する費用の負担、合格者の処遇などについて適切な支援を行うことにより、業務の質の向上や効率化を定量的に実現している例がある。

検定試験の合格を目指すことにより、採用後も社員の学ぶ意欲やチャレンジ精神を喚起し、いわば「ぬるま湯」から脱して職場が活性化する効果が期待できるとの指摘もある。

- このように検定試験の活用が広がり、また期待が高まる中で、検定事業者や国、企業等は、その成果が適切に評価され社会的に活用される場を一層広げるよう意識することが重要となっている。

これにより、学習者の学びの深化や更なる検定試験の活用が促され、学びと活動の循環につながるものである。

(2) 検定試験の活用促進方策

- (1)に示すような様々な効果が期待できる検定試験の活用を一層促進するために、以下の通り、検定試験の関係者それぞれに期待することを整理した。

これを踏まえて、各関係者におかれては、検定試験の社会的活用に向けて積極的に取り組まれることに強く期待したい。

(検定事業者に期待すること)

- 検定試験が社会で広く活用される上で、適切な内容・体制で実施されていることが重要である。その観点から、検定事業者が自らの運営の状況を明らかにし、検定試験に関する基本的な情報を公開することが求められる。

- また、学校や企業などの活用者側からは、どのような検定試験があり、それが求める能力を測る上で適切なものかどうか分かりにくいとの指摘がある。このため、検定試験の社会的活用を念頭に置いて、検定事業者は、自らの運営・組織の状況、検定試験の受験者数・合格率などの基本的な情報や、測ろうとする資質・能力の詳細や検定試験の社会における活用事例等を示すことが期待される。

例えば、学校における検定試験の活用を促進する上で、学習指導要領に基づく学校における学習との関連など学校向けに有益と考えられる内容について示されることが重要であり、また、企業での活用を促進する上では、検定試験を活用することによる業務上の定量的な効果など企業向けに有益と考えられる内容について示されることが期待される。

○ さらに、検定試験の社会的活用を促す上で、学習者の学習意欲を喚起し検定試験の受検意欲を高めることも重要となる。そのため、検定事業者においては、例えば、受検者の年齢層や発達段階・学習段階に応じて、年齢や学年等と関連させた難易度を明確にした上で、基礎的な段階から発展的・応用的な段階まで幅広く検定試験を実施したり、親子が互いに励まし合い競い合うなど家族ぐるみで検定試験に取り組むことができるような工夫をしたりすることなどにより、学習者が、生涯にわたり、段階を追って学習を継続する励みとなることが期待される。

○ これらを踏まえ、検定事業者には、以下のような取組を期待したい。

- 検定事業者の運営や検定試験に関する基本的な情報、測ろうとする資質・能力の詳細、検定試験の社会における活用事例や活用による具体的な効果など、学校や企業等の活用者の視点に立って社会的活用を進める上で必要と考えられる情報の公開に積極的に取り組むことが期待される。
- 検定試験の目的・受検者層等の実態に応じて、例えば、基礎から発展まで幅広く検定試験の段階を設けるとともに、親子での受検を奨励するなど、受検者にとって生涯にわたる学習の励みになるような工夫に取り組むことが期待される。

《検定実施団体による活用への取組事例① 家庭料理技能検定》

- ・ 学校法人香川栄養学園が実施
- ・ 高校生が主に受検する4級から幅広い年齢層が受検する1級までの4段階。
- ・ 同法人が設置する女子栄養大学では、栄養士や管理栄養士としての知識だけでなく実施に調理や料理ができる技術力も養成するという観点から、同大の入試において、家庭料理技能検定4級以上の合格者に対する加点を行い、高等学校時代の授業以外の取組を評価している。
- ・ 女子栄養大学での導入事例を、家政系の大学や栄養系の学部学科をもつ他の大学に紹介し、大学入試での活用を促している。
- ・ また、福島県の相馬地区食品衛生協会と協力し、ホームヘルパーに家庭料理技能検定4級若しくは3級の取得を推奨し、ホームヘルパーの質の向上に活用する取組を行っている。

《検定実施団体による活用への取組事例② 世界遺産検定》

- ・ 特定非営利活動法人世界遺産アカデミーが実施。
- ・ 中・高校生向けに日本の全遺産と世界の遺産 27 件を対象とする4級から、論述試験によるマイスターまでの5段階。・ 平成 26 年の4級を開始以降、中学校・高校において、社会科の選択授業、世界史・地理、総合学習等としての団体受検が急増。
- ・ 200 以上の大学・短大の入試で優遇措置がある。
- ・ 旅行会社のエントリーシートの資格欄に、世界遺産検定を特に明示して記入欄が設けられている例がある。
- ・ 最上級のマイスターの認定を受けた後、一定の研修を受講することで認定講師として登録

する「認定講師制度」を設けて、学習の継続や活用場の拡大を促進している。

(人材を活用する企業等に期待すること)

- 企業や地域などの人材を活用する側についても、人材のマッチングを促進したり、職務遂行上有することが望まれる能力を身に付ける学習を促したりする上で、どのような検定試験に合格している者を必要としているかを発信することが期待される。
- すなわち、企業等においては、検定事業者が公開する検定試験の内容に関する具体的な情報に基づき、就職や職務遂行に当たり求める能力を検定試験を通じて得られる資格等として関連付けて、社員や採用希望者に対して受検を推奨する検定試験として明らかにすることが考えられる。さらに、そのような検定試験が職務の質の向上や効率化に資することに鑑み、例えば、職場単位で学習機会や受検機会を設定したり、検定試験に合格した場合に、受検料や受検の準備に要した費用負担を軽減したり、合格者に対して優遇措置を講じたりするなど、様々な支援を行うことが考えられる。
また、人材募集の際に、エントリーシート中に当該企業等が受検を奨励する検定試験の合格の有無の記入欄を設けるなどにより、検定試験に既に合格している者を一定程度優遇することなども考えられる。
さらに、特に重要と考える能力が的確に検定試験を通じて評価されるよう、当該検定試験の設計段階から検討に加わるなど積極的に関与するとともに、人材募集の際の要件とするなどの取組も考えられる。
- これらを踏まえ、人材を活用する企業等には、例えば、以下のような取組を期待したい。

- 企業等において、検定事業者が公開する検定試験の内容に関する具体的な情報に基づき、受検を推奨する検定試験を社員等に明確に示すことが期待される。
- 企業等において、職場単位で受検機会を設定したり、受検料等の経費負担や合格者の処遇に配慮したり、人材募集の際に既に合格している者を一定程度優遇したりする等により、職務の質の向上や効率化に資する検定試験の受検を奨励することが期待される。
- 特に重要な能力を測定する検定試験については、検定事業者と協働して当該検定試験の設計や質の担保に積極的に参画することなどが期待される。

《企業における活用事例① ANAセールス株式会社の取組》

- ・ ANAセールス株式会社(東京都中央区:航空セールス事業・旅行事業)では、旅行商品の企画や顧客への提案に生かすため、社員に対し世界遺産検定の取得を推奨。
- ・ また、各地域で行われているいわゆる「ご当地検定」などのうち、会社として受検を推奨した

い検定試験を「強化検定」と設定。「強化検定」以外も「個人選択型検定」として設定し、受検を促進。

- ・ これらの検定試験の受検について、会社での受検の取りまとめ、合格者への受検料・公式テキスト代の還付や社内ガイダンスの実施などの取組を行っている。
- ・ 同社の経営指標の目標値に検定試験合格者数を明示。

《企業における活用事例② アップコン株式会社の取組》

- ・ アップコン株式会社(神奈川県川崎市:土木工事業・建設工事業)では、土木・建設関係の資格のほか、顧客に対し提出する調査報告書・施工報告書を作成する際の社員の文章能力を高めるための取組として、社員全員に日本語検定3級の取得を推奨。
- ・ 合格者に対し、受検料や受検に要する交通費を支給するとともに、取得した資格・検定に応じて資格手当を支給するなどの取得支援を実施。
- ・ 日本語検定の合格者の増加に比例して、社員が報告書を作成する時間や、上司が報告書を確認する回数が減少するなど、業務の効率化が進んでいることが定量的に確認されている。

(大学・専修学校・高等学校などの学校に期待すること)

- 大学・専修学校・高等学校などの学校においては、各種検定試験の質的向上・普及促進が行われることを前提に、多様な学習成果の測定のための一つの方法として、検定試験の活用が考えられる。検定試験の結果を学校での指導に役立てるとともに、特に高等学校段階において、学校の教育目標や実態に応じて、一層、その合格により関係科目の単位認定を行うなどの取組が進むことが期待される。

- また、前記の通り、生徒の多様化が進む中で、共通して必要とされる基礎的な知識・技能を身に付けているかどうかを客観的かつ効率的に把握し、一定水準以上の担保を図る上で、検定試験は重要な役割を果たすことが期待できる。

その観点から、受検を求める検定試験を明示した上で、入学者選抜において当該検定試験の合格の有無を記入する欄を設けて評価に加えるなど、既に合格している者を一定程度優遇する取組が進むことも期待される。

- これらを踏まえ、大学・専修学校・高等学校などの学校には、例えば、以下のような取組を期待したい。

なお、義務教育段階を中心に、検定試験の受検に要する様々な費用負担について、特に経済的に困難な家庭に配慮する必要があること、また、地方公共団体の実施する施策との連携・協働などにより、児童生徒等の学習を適切に支援することも期待される。

- 学校において、検定事業者が公開する学校における学習との関連に関する情報等に基づき、活用可能な検定試験を積極的に明示するなどして、受検を

求めたり、更にはその合格をもって関係科目の単位を認定したり入学者選抜において一定程度優遇することなどが期待される。

- 受検を求める検定試験については、地方公共団体との連携・協働も図りつつ、検定試験の受検に向けた学習への支援を行うことが期待される。

《学校における活用事例① 帝京平成大学の取組》

- ・ 帝京平成大学現代ライフ学部児童学科(東京都中野区)では、小学校等の教員を目指す学生が、3年次に教育実習を履修する前提として、日本語検定準3級及び実用数学技能検定3級に合格することを求めている。
- ・ これにより、入学直後から学生の学習意欲が向上する効果があるとともに、将来の教員として必要な基礎的な知識・教養を身に付け、小学校教員として国語・算数教育に携わるための必須事項等について最低限の学びをしていることを、客観的に証明するとともに、本人の自信や励みにつなげている。
- ・ 日本語検定受検に向けた学習の仕方への支援や、数学検定受検に向けて教員がボランティアで対策講座を実施することもある。

《学校における活用事例② 日本工学院専門学校取組》

- ・ 日本工学院専門学校クリエイターズカレッジ(東京都大田区)では、CG やゲームのクリエイターを目指す学生に対し、1年次にビジネス知識・マナーに関して学ぶビジネス能力検定や、クリエイターに必要な著作権に関する知識を学ぶビジネス著作権検定などの受検を推奨。4年間の在学期間中に、何らかの検定試験や資格を取るのが当然との指導を行っている。
- ・ 社会人としての基礎的な知識・常識を身に付けるためにビジネス検定、著作権を常に意識する必要がある業界に進む者の常識として身に付けるためのビジネス著作権検定を活用。
- ・ また、CG クリエイター検定や色彩検定など高度な検定試験について、放課後に対策講座等を実施するなど取得を推奨。
- ・ 検定試験を、学生の習熟度のチェックや授業の標準化、就活におけるアピールポイントとして活用している。
- ・ 受検して不合格だった学生に補講を実施。

(国・地方公共団体に期待すること)

- 国及び地方公共団体においては、検定試験の活用が適切に促進されるよう、情報提供などの周知を行うことが期待される。
- さらに、例えば、産業界や学校と検定事業者が協働することにより、検定試験の質の向上や活用の促進が見込まれ、また、複数の検定事業者が協働して、関連する複数の検定試験を有機的に連携させることにより、より高次の活躍の場が広がると考えられる。国においては、産業界や学校と検定事業者間又は検定事業者同士による関係者の対話の場の設定や協働による検定試験の質

の向上や社会的活用の促進を図る取組を促すことが期待される。

○ これらを踏まえ、国・地方公共団体には、以下のような取組を期待したい。

- 国においては、検定試験の意義や活用の促進について広く周知・啓発するとともに、検定事業者と学校・企業等との間で連携・対話の場を設定する取組や、産業界や学校と検定事業者が協働して検定試験の質の向上と社会的活用の促進を図る取組を支援する。
- 対話・協働の成果も踏まえて、地方公共団体においては、公立学校の設置者として、学校における検定試験の適切な活用のために必要な情報を各学校に提供することなどにより、各学校における適切な活用を促すことが期待される。
また、義務教育段階を中心に、地域との連携・協働による学習機会の提供や、検定試験の受検に要する費用負担について、特に経済的に困難な家庭に十分に留意した支援を行うことが期待される。

○ さらに、国や地方公共団体、検定事業者をはじめとする様々な関係者が広く連携協力することにより、個人が取得した検定試験の結果等について、当該個人やその活用を図ろうとするものが一覧して把握できるように、例えば生涯学習パスポート¹の一層の普及や、ICT を活用してそれを発展させた取組を進めることなどが考えられる。

4. 「人材認証制度」の活用の推進

- 検定試験のほか、「一定の学習や活動を経た人材の能力、経験等を第三者が客観的に認証等を行う仕組みを網羅的に指す²」ものとして、いわゆる「人材認証制度」がある。通常、その多くは、地方公共団体や公民館等の社会教育施設、大学等が実施している講座を受講した成果を認証したり、講座の修了証の交付を行ったりするものである。
- 地方公共団体等で「人材認証制度」を活用することは、地域が必要とする人材像を可視化し、地域の人材ニーズと人々の学習需要とのマッチングを進めるために有効な方策の一つである。この取組を通じて、学習・活動履歴の体系化や今後更なる活性化が期待される地域と学校との協働活動を担う地域の様々な人材の育成・確保にも寄与する。

¹ 「生涯学習パスポート」に関しては、海外において、学校歴も含めた様々な学習成果の評価、社会的活動、職歴、表彰歴などを蓄積した個人の情報ファイルを作成する取組がなされており、「学習の成果を幅広く生かすー生涯学習の成果を生かすための方策について-」(平成11年6月9日生涯学習審議会(答申))の中で、日本においても外国のこうした取組を参考に、『生涯学習パスポート』(生涯学習記録票)を作り、活用できるようにすべきであろう。」と答申されている。

² 平成24年度文部科学省委託調査「人材認証制度のニーズ及びマッチングに関する調査研究」。なお、同調査においては、「人材認証制度」は、法令に根拠のある国家資格や、ある時点における知識・技能の到達度を認定する検定試験は含まないとしている。

- 一部の地方公共団体・大学等において、「人材認証制度」の取組が進められているが、取組を拡大し、効果的な推進を図るためには、地方公共団体と大学・専修学校等との適切な連携と役割分担によるモデル的な事例の共有が必要である。例えば、学校地域協働答申においても、地域のコーディネーターについて、地域社会と関連の深い教育改革の動向を把握することが大事であることから、学校教育で今後期待されることについて十分な研修の機会が提供される必要があり、このような観点から地方公共団体と大学・専修学校等とが適切に連携を図ることの有効性が指摘されている。
- 今後、公民館等の社会教育施設や大学等においては、地域との密接な連携の下、そのニーズを踏まえて、地域課題の解決を目的とした公開講座を開設する等により、地域に必要な人材を育成・確保するなど、「人材認証制度」を活用した取組を充実することが期待される所であり、国や地方公共団体としてもその取組を促進することが期待される。

《人材認証制度の活用事例① 一般社団法人教育支援人材認証協会の「教育支援人材認証制度」》

一般社団法人教育支援人材認証協会においては、「教育支援人材認証制度」を構築し、地域で子供の教育活動を担う学生・住民の活動を支援するため、一定の受講経験や活動経験を評価・認証し、地元自治体から活動場所の提供を受けるなど、地域課題解決のために、協会と地域が連携を図りつつ取り組んでいる。

《人材認証制度の活用事例② 桜の聖母短期大学による傾聴ボランティア》

桜の聖母短期大学においては、生涯学習センターの開放講座（公開講座）の一つとして、傾聴ボランティア養成講座がある。同講座は、「傾聴ボランティア養成講座」と「傾聴ボランティアアフターケアコース（養成講座を受講した人が実際にボランティアをした後、自分の体験を語ることで、心のアフターケア・ストレス対策等を行う講座）」の二つからなっている。養成講座は、希望する修了者には認定証も発行している。

さらに、現在では、養成講座の修了者が、「傾聴ボランティアさくら」という団体を自主的に組織し、傾聴ボランティアの活動をしている。高齢者福祉施設やグループホーム、仮設住宅などのボランティア先を自分たちで開拓し、毎月、定期的な訪問を行っている。また、月2回短大に集まったの会合や、自分たちの活動をまとめた会報づくりなどもしている。

また、新たな展開として、会津若松市において傾聴ボランティア養成講座も開催されている（会津若松市福祉協議会と協定が結ばれた）。

《人材認証制度の活用事例③ 放送大学長崎学習センターにおける「道守補助員」の育成》

離島面積が県面積の4割を占め全国2位の海岸線を有するなどの自然環境下にある長崎県では、塩害による橋りょう等の交通インフラの老朽化が深刻な問題となっており、長崎大

学インフラ長寿命化センターは、長崎県と連携して交通インフラの長寿命化修繕計画に取り組み、この計画に参画する人材(道守)の育成計画を進めている。放送大学長崎学習センターは、同センターの協力を得て、県内各地に在住する長崎学習センター所属の放送大学学生を対象に、居住地周辺の交通インフラの異常を発見することができる「道守補助員」を地域活性化人材として育成している。

《人材認証制度の活用事例④ 佐倉市立中央公民館の「佐倉市民カレッジ」におけるまちづくり人材の育成》

佐倉市立中央公民館の「佐倉市民カレッジ」は、前半の2年間は「であい課程」として、主に一般教養を学び、後半の2年間は「専攻課程」として、講義と実践を通して卒業後も地域で活動することを目標に、福祉、歴史、情報などのテーマをコースに分かれ学ぶ四年制の高齢者大学校である。市民カレッジの卒業生には「卒業証書」が手渡され、卒業生の多くは、学習の成果を生かし、市民活動団体を自主的に組織し、福祉施設や学校及び公民館等で、福祉、環境美化、地域づくり、教育など様々なボランティア活動を実践している。

第V章 ICTを活用した「生涯学習プラットフォーム(仮称)」の構築

1. ICTを活用した「生涯学習プラットフォーム(仮称)」の必要性等

- 「『学び』と『活動』の循環」を促進する方策としては、例えば生涯学習パスポートや、コーディネーター等による主に対面による交流での情報提供や効果的なマッチング、学習者同士のネットワークや交流の場の設定等が行われてきた。
- 今後も、こうした取組は有意義であり、特に、対面による交流や相談、情報提供の持つ効果は大きい。国、地方公共団体においても、地域、NPO、民間事業者等と協力しながら、これらの取組の推進を図ることが引き続き重要である。
- 加えて、今日の ICT の進展を踏まえ、これらの取組への支援を充実するため、ICT を活用した様々な技術やシステムを応用したプラットフォームを構想することが可能になった。
- このことを踏まえ、ICT を活用した「生涯学習プラットフォーム(仮称)」の構築に向けて、現時点での知見を集約して、求められる役割・機能、機能により実現されること、当面取り組むべき課題等について整理した。
- その際、ICT を活用した「生涯学習プラットフォーム(仮称)」については、システムとしてのフィージビリティ、具体的な効果や影響についての分析・検討、

マネジメントの方法、ほかの推進方策との整合性等に十分留意して今後更に様々な関係者と協働して検討を進める必要がある。

2. 求められる役割・機能

- 「『学び』と『活動』の循環」を形成する上で、様々な学習機会提供者・検定試験実施団体とともに、学習成果を評価・活用する企業・学校・団体等の参画も得て、ICTを活用して学習・活動成果を適切に記録・管理・活用することを希望する学習者のため、以下のような機能を備える「生涯学習プラットフォーム(仮称)」を構築することが考えられる。
- 「生涯学習プラットフォーム(仮称)」は、第一の機能として、学習者等への多種多様な学習機会の提供に資する機能(学習機会提供機能)が必要である。これは、様々な学習機会の情報をインターネット上で一覧的に提供することや、各地域の課題や地域活動等に関する情報、「人材認証制度」の情報等を関係者間に共有することにより、成果の活用場面をより意識した学習機会の充実や学習活動の展開を支援する機能である。さらに、「生涯学習プラットフォーム(仮称)」へ参画し、大学、地方公共団体、民間事業者等が提供する学習プログラムが体系的に再構築され、より多種多様な学習機会の提供につながる等、各関係機関の生涯学習に係る取組の質が向上していくことが期待される。
- 第二の機能として、希望する学習者について、その学習・活動の履歴を客観的に記録・管理・証明する機能(学習・活動履歴の記録・証明機能)が必要である。これまでの「生涯学習パスポート」等の取組では学習者自身の記録の客観性の確保等に課題があったが、ICTを活用し、学習機会提供者や検定試験実施団体の協力を得て、記録・証明することで信頼性の確保が可能となる。また、多種多様な学習者等の利用が想定されることに鑑みれば、学習機会提供者や検定試験実施団体による証明が可能な記録のみではなく、例えばボランティアへの参加や各種の顕彰等の受賞歴等、一人一人が自由に記載できる部分を設けることで、記載の信頼性と自由度のバランスのとれたものとして運用することが期待される。
- 第三の機能として、学習者同士のネットワーク化を図り、さらに、実際に地域の人材を求めている地方公共団体やNPOとのマッチングに資する学習者等のネットワーク化の機能(学習者等のネットワーク化機能)が必要である。学習・活動履歴の記録により、同様の学習・活動を行う者や学習・ボランティアサークルとのつながりを支援する SNS¹を構築し、学習コミュニティ形成や地域で活動を

¹ ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイト

行う団体の育成につながることを期待される。

- このように、「生涯学習プラットフォーム(仮称)」は、地域の課題や地域の活動を提示することによる一人一人の学習の促進と、一人一人がその関心や意欲に基づき学習した成果の課題解決への還元という生涯学習の二つの側面を橋渡しするものであり、「全員参加型による課題解決型社会」の実現に寄与することが期待される。
- これらの「生涯学習プラットフォーム(仮称)」の三つの機能を連携させるため、一人一人の学習・活動履歴を活用する際には、民間事業者、大学等、様々な機関での横断的な情報の流通が必要である。その際、学習者が各機関で学習・活動した履歴を自らの管理に戻し、自らの意思で流通させることで実現される効率性、今後の変化に耐えられる柔軟性・拡張性を備えたシステムの構築が望まれる。同時に、各機関で実施されている機能を包括的に統合したモデルとして機能することが重要である。
- 「生涯学習プラットフォーム(仮称)」上で様々な学習・活動履歴が経年で蓄積され、マッチング等に活用されるに当たっては、一律に機械的に運用されるものであってはならない。学習者等の利用者一人一人の希望に基づき、多様性と柔軟性のあるものとして活用されるべきである。

3. 機能により実現されること

(学習者と「学び」の場とのマッチング)

- ICT を活用した生涯学習パスポート等により、学習者が自らの学習・活動履歴を客観的に把握・記録することが容易になる。学習・活動履歴に応じて関連の深い講座等を推薦する機能(レコメンド機能)等を通じ、学習者のニーズや将来的な活用目的を踏まえた系統的な情報の提示が可能になる。
- 公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や、大学・専修学校等が提供する学習機会を整理して学習者に提示できるようになる。こうした情報を参考に、学習者の資格取得やスキルの獲得といった目標への設定が容易になり、学習者の学ぶ意欲が持続されることが期待されるとともに、学習機会を提供する施設等も活性化することが期待される。また、「生涯学習プラットフォーム(仮称)」の構築を通じて、施設等間の情報共有が図られることから、その連携・協働に

の会員制サービス。友人同士や、同じ趣味を持つ人同士が集まったり、近隣地域の住民が集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしている。(総務省「国民のための情報セキュリティサイト」参考)

よる新たな学習機会が創出されることも期待される。

- あわせて、社会教育主事等が社会教育事業を企画・立案する際に、効率的に多種多様な学習機会に関する情報を入手し活用できるようになることも期待できる。

(学習者と「活動」の機会とのマッチング)

- ICT を活用した生涯学習パスポート等を導入し、学習機会提供者や検定試験実施団体の協力を得て記録・証明することで信頼性を確保しつつ、学習・活動履歴の記録・証明等による学習者への支援が可能になる。インターネット等を通じて、容易に、多くの人に自らの学習・活動成果を示すことが可能であるほか、オープンバッジ¹等の最新の技術の導入も可能になる。
- また、社会教育主事等の社会教育行政関係者や地域のコーディネーター等が、「顔の見える」関係の中で、地域住民等に地域学校協働活動等の活動の機会を提供する際に、「生涯学習プラットフォーム(仮称)」上に蓄積されている様々な学習機会に関する情報や学習・活動履歴を活用することで、より効果的なマッチング等が促進されることが期待される。
- SNS によって、同じ学習活動等をする仲間とのつながりや、地域・空間・世代を越えた学習コミュニティの形成等によって活用の方が広がることが期待される。例えば、検定試験の受検者のネットワークが形成されることで、学びや活動が更に活性化されることも考えられる。さらに、SNS に多くの団体・個人が参加することで、議論や協力の場として活用することも期待される。
- ICT を活用した「人材認証制度」により、学習・活動履歴の可視化・体系化、地域が求める人材像の可視化やそれに必要な講座のレコメンド、認証作業の効率化が図られ、より適切なマッチングが可能となる。
- 地域活動への参加等の活動記録が新たな学習・活動履歴となり、新たな活動へのマッチングや、より高度な学習機会の提供につなげるとともに、SNS 等により社会における様々な活動や課題と学習のマッチングの場となることにより、「『学び』と『活動』の循環」が発展することが期待される。

4. 当面取り組むべき課題

¹ 様々な教育機関で習得したスキルを証明し、それを関連サイトで共有できる新しい修了証書的一种。学習成果の認定のみならず、各バッジに重要なデータへのリンクが貼られ、バッジの発行者、取得した方法、そのバッジを取得するために履修したプロジェクトなどの情報を得ることができる。

- 個人が安心して自らの学習・活動履歴を管理できるようにするため、個人に関する情報¹が保護されることが何よりも重要である。そのため、情報セキュリティポリシーの在り方、セキュリティの技術的検討、扱うデータの範囲や項目等の標準化、データを扱う際のルール、システム導入に必要な支援の在り方等の実証的な研究が必要である。

- 平成26年度から平成28年度まで、総務省において、文部科学省との連携の下、ICT CONNECT21(みらいのまなび共創会議)等の教育情報化関連団体や様々な企業等が参画し、ICT を活用した初等中等教育段階向けの「教育クラウド・プラットフォーム」の構築及びその標準化に向けた実証事業²を実施している。

「生涯学習プラットフォーム(仮称)」は、初等中等教育段階向けのフォーマル教育のみならず、ノンフォーマル教育、インフォーマル教育も含めた生涯学習全般を対象としており、「教育クラウド・プラットフォーム」は主として初等中等教育段階の学校教育を対象とした事業であり、対象が異なっている点も多い。しかし、その基盤となる技術標準や知見は共通して活用できる点が多いと考えられる。

- このことから、「生涯学習プラットフォーム(仮称)」の検討に当たっては、総務省と連携し、「教育クラウド・プラットフォーム」の実証事業により得られた技術標準や知見等の成果を有効に活用すべきである。それを踏まえ、「生涯学習プラットフォーム(仮称)」を実現するため、関係団体等の協力も得て、初等中等教育段階向けのフォーマル教育のみならず、ノンフォーマル教育、インフォーマル教育も含めた生涯学習全般に拡張するための付加的な標準化等の技術的検討を進めることが重要である。

その際、「生涯学習プラットフォーム(仮称)」を持続的に運営可能な民間の主体が中心となって進めること等により、一人一人が本プラットフォームをその一生涯を通じて安心して活用できるよう、継続的・安定的な運営を確保する観点が重要である。

- このような観点から、国においては、「生涯学習プラットフォーム(仮称)」を実現していくため、その前提として、学習活動の成果の蓄積を基にした一層の学習活動の活性化等に資するマッチング等の機能の在り方等の実証や、「生涯学習プラットフォーム(仮称)」の実現に向けた今後の検討の在り方等について更に研究を進めることが必要である。

¹ 「個人に関する情報」とは、個人に関連する情報全般を意味する。したがって、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。

² 学校・家庭・民間教育等のシームレスな教育・学習環境を実現するため、クラウド等を活用して、多様な端末に対応した低コストの教育 ICT システムを構築することを目的として技術標準の検討やガイドラインを作成する事業。

- 今後検討を進めるに当たり、諸外国における学習・活動の成果の蓄積・活用に係る先進的な事例に関する研究が必要である。さらに、「生涯学習プラットフォーム(仮称)」における関係機関の役割分担等の検討が望まれる。

5. 将来的な活用可能性

- ICT の活用により、「生涯学習プラットフォーム(仮称)」に、学歴・資格・活動実績等の学習の成果だけでなく、学習・活動に取り組んだ履歴等、これまで蓄積が困難であった情報も蓄積し、こうした新たな情報も参考にして、学習者と学習機会提供者、学習者と活動機会、学習者同士の相互の評価、マッチングが行われ、更なる「学び」と「活動」の循環が促進されることを期待される。
- 学習・活動履歴等のデータの流通が進み、分析等が可能になれば、「学び」や「活動」の社会的意義(例えば高齢者の健康との関係等)の研究等、様々な場面での活用が可能となる。さらに、SNS 上の情報や様々な活動の状況を、学習・活動履歴の一つとして個人の同意の下に機械的に収集・蓄積することで、更なる活動の活性化等に活用することも、今後の技術的な検証等を経た上で考えられるのではないか。
- CBT¹やeポートフォリオ²の普及等、現在、各種の先進的な取組が進行しており、ICT を活用したシステムを構築する中で、世界的な動きや標準に我が国の学習活動をマッチングさせる機会も数多く得られると考えられ、世界的なネットワーク化や国境を越えた学習情報の収集・発信等、我が国の生涯学習活動の発展につながることも期待できる。

¹ 平成 25 年教育再生実行会議第四次提言「高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について」によれば、CBT は「“Computer Based Testing” の略称。コンピューターを利用した試験方式。数千～数万題の問題の中から、難易度が同じとなるよう問題を組み合わせることで出題することにより、複数回受験しても安定した成績を示すことが可能となる。(例 TOEFL、医学部共用試験)」とされている。

² 平成 22 年度 文部科学省委託事業「平成 22 年度 ICT の活用による生涯学習支援事業(国内における実証的調査研究)一人ひとりのeポートフォリオが社会に生かされる学習基盤の構築に関する調査研究」によれば、「eポートフォリオは、電子ポートフォリオとかデジタルポートフォリオとしても知られ、電子版の成果集として、成果物としてテキストや画像、動画、ハイパーリンク等の様々なタイプの電子ファイルが保存される。また、それらの成果物を利用した、自身の振り返り(リフレクション: reflection、省察とも言う)による理解の深化や、自身の能力の実証等に活用できる。」とされている。

イメージ(案)

フォーマル教育

ノンフォーマル教育・インフォーマル教育

フォーマル教育

初等中等
教育

学習塾等

社会教育
施設・家庭

様々な
学習活動

検定試験・
認定社会
通信教育

大学の
公開講座等

放送大学

大学
(専門学校)

生涯学習PF (仮称)

教育PF (総務省)

(独自部分)

(独自部分)

学習コンテンツのメタデータ(共通部分)

(独自部分)

(独自部分)

学習履歴の蓄積・活用(共通部分)

認証連携・トラストフレームワーク

学術認証フェデレーション

生涯学習パスポート